

定 款



株式会社 中村屋

株式会社中村屋定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社中村屋と称し、英文では NAKAMURAYA CO.,LTD.と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 各種菓子およびパンの製造ならびに販売
2. 各種飲料およびその他食料品の製造ならびに販売
3. 缶詰罐詰食品製造ならびに販売
4. 食肉加工ならびに販売
5. 乳製品製造ならびに販売
6. 製菓原料の販売
7. 煙草小売業
8. 酒類の販売
9. 飲食店の営業
10. 各種薬品および売薬部外品の製造ならびに販売
11. 不動産の賃貸、売買、管理および仲介
12. 貸切貨物自動車事業および駐車場事業
13. アスレチック、テニス場等のスポーツ施設の経営
14. 美術館の運営および管理
15. 前各号にかかげる製品および原材料の輸出入および販売
16. 前各号に付帯または関連する一切の事業

(本店及び支店工場の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都新宿区におく。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故そ

の他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、19,904,400株とする。

(自己の株式の取得)

第6条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式の売渡請求)

第8条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人をおく。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備えおき、その他株式に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第10条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基 準 日)

第11条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主

とする。

2. 前項に定めるほか必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告のうえ、基準日を定めることができる。

(新株予約権無償割当に関する事項の決定)

第12条 当社は、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により、新株予約権無償割当に関する事項を決定することができる。

第3章 株 主 総 会

(招集時期)

第13条 定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。

(招集者および議長)

第14条 株主総会は、取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集し、その議長となる。

2. 当該取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主

が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を行使することができる他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会決議事項)

第18条 株主総会においては、法令または本定款に別段の定めのある事項をその決議により定めるほか、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入、変更、継続および廃止に関する決議を行うことができる。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は、10名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、前項の定めにかかわらず、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の設置)

第22条 当社は取締役会を置く。

(代表取締役)

第23条 代表取締役は、取締役会において選定する。

(役付取締役)

第24条 取締役会の決議によって取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、および取締役副社長若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集し、その議長となる。

2. 当該取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役にこれにあたる。

(取締役会の決議方法等)

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。

2. 当社は取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思を表示したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の招集通知)

第27条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、これを短縮することができる。

(取締役の責任免除)

第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったこ

とによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する金額とする。

第5章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第29条 当社は、監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)

第30条 当社の監査役は、3名以上とする。

(監査役の選任)

第31条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、前項の定めにかかわらず、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の決議方法)

第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の招集通知)

第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、これを短縮することができる。

(監査役の責任免除)

第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する金額とする。

第6章 相 談 役

(相談役)

第37条 取締役会の決議により、重要事項諮問のため相談役若干名をおくことができる。

第7章 会 計 監 査 人

(会計監査人の設置)

第38条 当社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第39条 当社の会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第 8 章 計 算

(事業年度)

第41条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月31日までの 1 年とする。

(剰余金の配当)

第42条 剰余金の配当は、毎年 3 月31日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録株式質権者に支払う。

2. 前項の剰余金の配当は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、会社はその支払義務を免れる。

大正12年 4 月13日	制定
昭和27年 1 月22日	変更
昭和27年11月24日	変更
昭和28年 2 月 9 日	変更
昭和29年 2 月22日	変更
昭和29年 7 月19日	変更
昭和30年11月21日	変更
昭和32年11月25日	変更
昭和42年11月28日	変更
昭和44年11月28日	変更
昭和48年11月29日	変更
昭和50年11月28日	変更
昭和53年12月22日	変更
昭和57年12月23日	変更
昭和62年12月18日	変更
昭和63年12月16日	変更
平成 3 年 6 月27日	変更
平成 6 年 6 月29日	変更
平成10年 6 月26日	変更
平成11年 6 月29日	変更
平成14年 6 月27日	変更
平成15年 6 月27日	変更
平成16年 6 月29日	変更
平成17年 6 月29日	変更
平成18年 6 月29日	変更
平成20年 6 月27日	変更
平成21年 6 月26日	変更
平成26年 6 月27日	変更
平成28年 6 月29日	変更
令和 4 年 6 月29日	変更
令和 5 年 3 月 2 日	変更